

ワーク・ライフ・バランス推進プラン

定義《仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章より》

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをいう

ワーク・ライフ・バランスに向けた取組み

イクボス宣言

※リーダーシップを持って各所属で主体的に取り組む

		(概要)	(実施予定)
時間外勤務の縮減	ノー残業デーの追加	従来の毎週水曜日に加え、給料日、期末勤勉手当支給日もノー残業デーとする	5月～
	ワーク・ライフ・バランス推進期間の設定	原則定時退庁とし、時間外勤務を行う場合も19時消灯を徹底する	毎年7～8月
働き方改革	時差勤務制度の実施	従来の勤務時間について、前後30分を変更可能とする	7月～
	管理職研修の実施	管理職向けの研修にイクボスに関する内容を追加する	毎年6～7月
男性職員への育児支援	上司向けリーフレット作成	上司が男性職員の子育てをスムーズに支援できるよう、リーフレットの作成を行う	28年度中
	1ヶ月以下の育休期間を期末・勤勉手当の減額対象から除外	国家公務員における取扱いの変更にあわせて改正する	6月支給分より

職員本人

- ・職員の満足度や仕事への意欲の向上
- ・職員の心身の健康の保持増進

組織

- ・離職率の低下による職員の定着
- ・優秀な人材の確保（採用）
- ・職員全体のスキル、能力向上

市民

- ・市民サービスの質の向上